

○甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例施行規則

令和2年3月30日

規則第10号

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年12月規則第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（個人番号の利用に係る事務）

第2条 条例別表第1第1項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に準じて行う生活に困窮する外国

人に対する保護に要する費用の返還に関する事務

- (7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収に関する事務
- 2 条例別表第1第2項の規則で定める事務は、甲府市助産手当支給条例（昭和46年3月条例第13号）の規定による助産手当の支給に関する事務とする。
 - 3 条例別表第1第3項の規則で定める事務は、甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例（昭和47年10月条例第29号）の規定による医療費の助成金の支給に関する事務とする。
 - 4 条例別表第1第4項の規則で定める事務は、甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例（昭和50年12月条例第40号）の規定による医療費の助成金の支給に関する事務とする。
 - 5 条例別表第1第5項の規則で定める事務は、小中学校に入進学する児童が属するひとり親家庭及び父母のない児童を監護する家庭に対する入進学祝金の支給に関する事務とする。
 - 6 条例別表第1第6項の規則で定める事務は、介護保険法（平成9年法律第123号）第18条の保険給付に係るサービスを利用する低所得で生計困難な者及び生活保護受給者に対する利用者負担額の軽減を行っている社会福祉法人等に対する助成に関する事務とする。
 - 7 条例別表第1第7項の規則で定める事務は、甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）に規定する市営住宅及び甲府市上九一色定住促進住宅条例（平成17年12月条例第73号）に規定する定住促進住宅の管理に関する事務とする。
 - 8 条例別表第1第8項の規則で定める事務は、甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年3月条例第3号）の規定による利用者負担額の減額又は免除に関する事務とする。
 - 9 条例別表第1第9項の規則で定める事務は、不妊治療を行っている夫婦に対する治療費用の助成に関する事務とする。
 - 10 条例別表第1第10項の規則で定める事務は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由

によって就学困難と認められる児童及び生徒に対する就学援助に関する事務とする。

(個人番号等の利用に係る事務及び情報)

第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は、前条第1項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第1項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この項及び第12条第2号において「要保護者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付の支給に関する情報
- (2) 要保護者等に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報
- (3) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条（第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給又は同法第13条第1項、第31条の6第1項、第32条第1項、附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報
- (4) 要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報
- (5) 要保護者等に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更若しくは同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）又は同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報
- (6) 要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (7) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
- (8) 要保護者等に係る道府県民税（都が地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第2項の規定によって課する都民税を含む。以下同じ。）又は市町村民税（特別区が同

項の規定によって課する特別区民税を含む。以下同じ。)に関する情報

- (9) 要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (10) 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報
- (11) 要保護者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
- (12) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報
- (13) 要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは同条第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）

第4条 条例別表第2第2項の規則で定める事務は、第2条第2項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第2項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）
- (2) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）
- (3) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は生活に困窮する外国人に係る生活保護法第19条第1項に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項に準じて行う職権による保護の変更若しくは同法第26条に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関

係情報」という。)

第5条 条例別表第2第3項の規則で定める事務は、第2条第3項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第3項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 前項の事務に係る助成に係る小児及び保護者の住民票関係情報に関する情報
- (2) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
- (3) 前項の事務に係る申請を行う者に係る甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例（昭和50年12月条例第40号）による支給に関する情報

第6条 条例別表第2第4項の規則で定める事務は、第2条第4項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第4項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 前項の事務に係る助成に係るひとり親家庭等の父若しくは母に係る道府県民税に関する情報又はひとり親家庭等の父若しくは母及び児童若しくは父母のいない児童に係る住民票に記載された住民票関係情報及び地方税関係情報
- (2) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

第7条 条例別表第2第5項の規則で定める事務は、第2条第5項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第5項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 前項の事務に係る祝金の支給に係るひとり親家庭等の世帯の道府県民税に関する情報又はひとり親家庭等に属する児童若しくは父母のない児童に係る住民票に記載された住民票関係情報又は地方税関係情報
- (2) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

第8条 条例別表第2第6項の規則で定める事務は、第2条第6項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第6項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 前項の事務に係る申請を行う者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
- (2) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報又は住民票に記載された住民票関係情報

第9条 条例別表第2第7項の規則で定める事務は、第2条第7項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第7項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 市営住宅（第2条第7項に規定する定住促進住宅を含む。）の入居者又は同居者（以下この項及び第12条第4号において「市営住宅入居者等」という。）に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (2) 市営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (3) 市営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
- (4) 市営住宅入居者等に係る道府県民税若しくは市町村民税に関する情報又は住民票に記載された住民票関係情報

第10条 条例別表第2第8項の規則で定める事務は、第2条第8項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第8項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども（以下「小学校就学前子ども」という。）又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
- (2) 小学校就学前子どもの保護者若しくは扶養義務者又はその世帯員に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- (3) 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (4) 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報
- (5) 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
- (6) 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係

る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

- (7) 小学校就学前子どもを監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (8) 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (9) 小学校就学前子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第11条 条例別表第2第9項の規則で定める事務は、第2条第9項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第9項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 前項の事務に係る助成を受けようとする者に係る市町村民税に関する情報
- (2) 前項の事務に係る助成を受けようとする者に係る住民票関係情報

第12条 条例別表第2第10項の規則で定める事務及び情報は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費、同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費、同法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費、同法第24条の26第1項の障害児相談支援給付費又は同法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費、同法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更、同法第21条の6の障害福祉サービスの提供、同法第56条第2項又は第3項の費用の徴収に関する事務 当該事務に係る申請、変更又はサービスの提供に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止又は廃止、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第63条の保護に要する費用の返還、同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する外国人生活保護実

施関係情報

- (3) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (4) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理又はその申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答、同法第16条第4項（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第18条第1項の敷金の徴収、同法第19条（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第25条第1項の入居の申込みの受理又はその申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答、同法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第29条第1項又は第32条第1項の明渡し請求、同法第29条第5項の家賃の決定又は同条第6項の金銭の徴収、同法第29条第7項の期限の延長の申出の受理又はその申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答、同法第30条第1項のあっせん等、同法第34条の収入状況の報告の請求等、同法第48条の条例で定める事項に関する事務 市営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4又は第11条の福祉の措置の実施、同法第21条の費用の支弁又は同法第28条第1項の費用の徴収に関する事務 当該事務に係る措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条第1項、同法第31条の7第1項若しくは第33条第1項の便宜の供与の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 当該事務に係る申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(7) 母子保健法第10条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨、同法第11条の新生児の訪問指導の実施、同法第12条第1項の健康診査の実施又は同法第13条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨、同法第15条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査、同法第16条第1項の母子健康手帳の交付、同法第17条第1項の妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨、同法第18条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査、同法第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施、同法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給、同法第21条の4第1項の費用の徴収、同法第22条第2項の母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 母子保健法第20条の措置に係る未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

(8) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下この号において「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは同法第15条第1項の配偶者支援金の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（以下この号において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等支援法第14条第4項（同法第15条第3項及び平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更、中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止、中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第63条の費用の返還、中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活保

護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する外国人生活保護実施関係情報

(9) 介護保険法による被保険者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答、同法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給、同法による被保険者証又は認定証（前述に掲げるものを除く。）、同法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定若しくは同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定若しくは同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更、同法第67条又は第68条の保険給付の支払いの一時差止め、同法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例、同法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 当該事務に係る申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この号において「障害者支援法」という。）第6条の自立支援給付の支給、障害者支援法第24条第2項の支給決定の変更、障害者支援法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更、障害者支援法第56条第2項の支給認定の変更、障害者支援法第77条又は第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務 当該事務に係る申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(11) 子ども・子育て支援法第16条の資料の提供等の求め、同法第20条第1項の支給認定若しくは同法第23条第1項の支給認定の変更の認定の申請の受理又はその申請

に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法による支給認定証、同法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第15条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答、同法第23条第4項の職権による支給認定の変更の認定、同法第24条第1項の支給認定の取消し、同法第30条の5第1項の施設等利用給付認定若しくは同法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、同法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査、同法第30条の7若しくは子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答、同法第30条の8第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定、同法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消し、同法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務 当該事務に係る認定申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(12) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施、同法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示、同法第6条第3項の予防接種の実施に必要な協力、同法第15条第1項の給付の支給の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答、同法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理又はその届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答、同法第28条の実費の徴収に関する事務 当該事務に係る予防接種の対象者に係る外国人生活保護実施関係情報

(13) 身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 当該事務に係る障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置を受ける者に係る外国人生活保護実施関係情報

(14) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答、被保険者証、被保険者資格証明書、

高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書、保険給付の支給、同法第44条第1項の一部負担金に係る措置、同法第63条の2の一時差止め、同法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 当該事務に係る外国人生活保護実施関係情報

(15) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の障害福祉サービスの提供又は同法第16条第1項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 当該事務に係る障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置を受ける者に係る外国人生活保護実施関係情報

(16) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の請求の受理、同法第6条第1項の支給認定の申請の受理、医療受給者証の返納又は変更申請、再交付申請の受理、同法第10条第2項の支給認定の変更申請の受理に関する事務 当該事務に係る外国人生活保護実施関係情報
(特定個人情報の提供に係る事務及び情報)

第13条 条例別表第3第1項の規則で定める事務は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とする。

2 条例別表第3第1項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者（以下この項において「保護者等」という。）に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (2) 保護者等に係る地方税関係情報
- (3) 保護者等に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

第14条 条例別表第3第2項の規則で定める事務は、第2条第1項に掲げる事務とする。

2 条例別表第3第2項の規則で定める情報は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する情報とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。